

改正高年齢者雇用安定法・改正労働契約法 実務対策セミナー

平成 25 年 4 月に改正高年齢者雇用安定法が施行されます。この改正により、継続雇用制度における対象者を限定できる仕組みが廃止されます。

また、有期労働契約で働く契約社員やパート・アルバイト等に関するルールを定めた改正労働契約法も、平成 25 年 4 月から全面施行となります。

本セミナーでは、法改正のポイントと今後企業が取るべき対策について、解説します。

当日は、個別相談も予定しておりますので、事業主、人事労務担当者様の参加をお待ちしております。

セミナー内容のポイント！

改正高年齢者雇用安定法

- ・法改正のポイント（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止など）
- ・4月までにやっておかなければならない労使協定、就業規則の見直し

改正労働契約法

- ・法改正のポイント
（無期労働契約への転換、雇止め法理の法定化、不合理な労働条件の禁止）
- ・5年越え契約社員への具体的な対応策

◆日 時◆ 平成 25 年 3 月 11 日（月）14：00～15：30（個別相談会 15：40～）

◆会 場◆ （株）日本クリーニングセンター3階会議室（飯田橋駅徒歩5分）
（文京区後楽 2-3-10 日本クリーニングセンタービル 3F）

◆講 師◆ 特定社会保険労務士 松島 寛

◆参 加 料◆ 無料

◆定 員◆ 20 名（先着順、定員になり次第締め切ります。）

◆申込方法◆ 参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

※Web サイトからも申しいただけます。 http://www.matsushima-office.com/form_002.html

◆申込期限◆ 平成 25 年 3 月 6 日（水）

◆問い合わせ先◆ 松島労務管理事務所 担当 名古屋（Tel 03-3413-3111）

無料セミナーで
法改正に対応！

=====（切り取らずにFAXしてください）=====

改正高年齢者雇用安定法・改正労働契約法 実務対策セミナー

参加申込書 （FAX 03-3413-1414）

平成 25 年 月 日

| | | | |
|---------|--|-------|--|
| 事業所名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 参加者名 | | 電話番号 | |
| メールアドレス | | FAX番号 | |

※ご記入いただきました個人情報につきましては、当事務所からの各種連絡・情報提供のために利用します。